

資料 7 (協議事項 2)

第 4 期いわき市障害福祉計画について

(2) 第 4 期いわき市障害福祉計画について

1 障害福祉計画策定の趣旨

平成 18 年 4 月に、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害者自立支援法（当時。現在は「障がい者総合支援法」）が施行されました。

その目的を達成するにあたり、市町村は、国の指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）。

本市においても、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期、21 年度から 23 年度までを第 2 期、23 年度から 25 年度までを第 3 期として障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第 4 期いわき市障害福祉計画」は、第 3 期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけについて

(1) 「第 4 次いわき市障がい者計画」

この度、本市において、平成 16（2004）年に策定した『新・いわき市障がい者計画』（計画期間：平成 16 年度～平成 25 年度）が平成 25 年度をもって最終年度を迎えることから、新たに、『第 4 次いわき市障がい者計画』を策定しました。

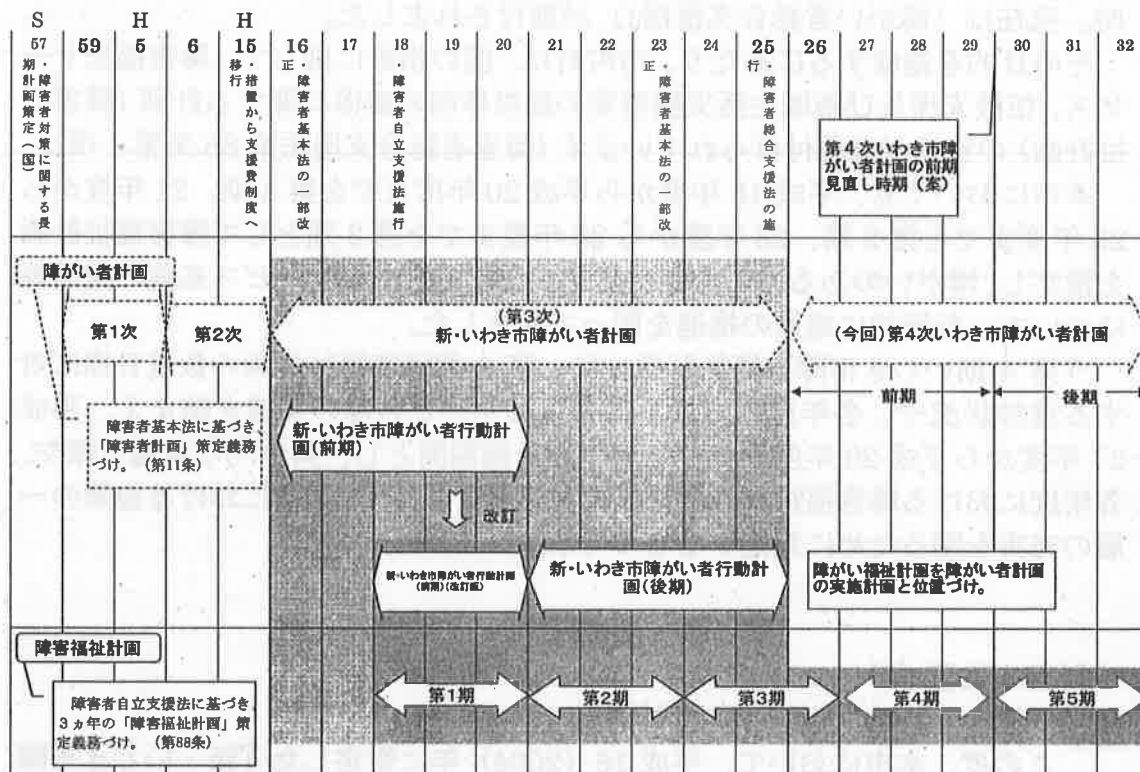
「第 4 次いわき市障がい者計画」は、「新・いわき市総合計画」を踏まえながら、「いわき市地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」、「健康いわき 21」等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定したものです。

(2) 第 4 次市障がい者計画との関係

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として、現在、本市において、『第 3 期障害福祉計画』（平成 24 年度～26 年度）を策定していますが、第 3 期障害福祉計画の最終年度と『次期（第 4 期）障害福祉計画』（平成 27 年度～29 年度）の 3 年間の合計 4 年間分について、市障がい者計画の前期 4 年間（平成 26～29

年度)の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。
 また、平成29年度に、次の『第5期障害福祉計画』の策定と合わせて、
 第4次いわき市障がい者計画の中間評価を行います。

【「いわき市障がい者計画」「いわき市障がい者計画行動計画」「いわき市障害福祉計画」の計画期間及び関係】



3 計画策定の主なポイント

市障害福祉計画の策定にあたっては、国(厚労省)が定める「基本指針」に即してこれを策定することとされています。

(1) これまでの経緯

基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成しています。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成

* 障害者総合支援法の施行(平成25年4月)に合わせて、基本指針の規定整備を行っている。

(2) 障害者総合支援法の施行に伴う改正点

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、基本指針や障害福祉計画について、次の改正が行われました。

【基本指針に関する事項の追加（厚生労働大臣）】

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めることとされた。
- ② 基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要となる措置を講じることとされた。
- ③ 障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更することとされた。

【障害福祉計画に関する事項の追加（都道府県・市町村）】

- ① 都道府県・市町村は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとされた。また、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携に関する事項を定めるよう努めることとされた。
- ② 市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めることとされた。
- ③ 都道府県・市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされた。(PDCA サイクル)

* 「PDCA サイクル」：計画（Plan：P）、実施（Do：D）、評価（Check：C）、改善（Act：A）の4段階のプロセスにより事業の運営管理を行う手法

(3) 国の基本指針の見直しについて

第 4 期障害福祉計画の策定に係る国の基本指針については、現時点ではまだ正式に示されていませんが、概ね次の内容について検討されています。

【国の基本指針の見直しの主なポイント】

- 計画の作成プロセスに関する事項：PDCA サイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等
- 個別施策分野①：成果目標に関する事項
 - ・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
 - ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

- 個別施策分野②：その他
 - ・ 障害児支援体制の整備（新規）
 - ・ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

【その他】

- 施策分野別の指針
- 作成手続き面での留意事項 等

4 策定に係る今後のスケジュール等

障害福祉計画の策定にあたり、市町村は住民をはじめ幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、地域自立支援協議会を設置したときは、あらかじめ協議会の意見を聞くよう努めることとされております（障害者総合支援法第 88 条の 1 第 8 項）。また、地域自立支援協議会は、その役割の 1 つとして「市障害福祉計画の作成に係る助言や進捗状況の整理」を行なうこととされています。

今後、障害福祉計画の策定にあたっては、26 年度の自立支援協議会（全体会）において同計画の策定に関する協議を実施したいと考えております。

【26 年度地域自立支援協議会（全体会）開催予定（案）】

開催回	開催時期	協議内容（案）
第 1 回	26 年 5 月	<p>【障害福祉計画策定に関する協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行計画における重点施策の進捗状況の評価 ○ 個別案件の協議（1 回目） <p>【障がい者の支援体制に関する課題についての協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供・支援体制の整備、構築に関する協議 ○ 専門部会の個別事例の支援のあり方についての協議 ○ 相談支援体制の整備や課題等の把握、質向上に関する協議 など
第 2 回	26 年 7 月	<p>【障害福祉計画策定に関する協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の計画基本指針を踏まえた体系全般の協議 ○ 個別案件の協議（2 回目） ○ 数値目標の協議（1 回目） <p>【障がい者の支援体制に関する課題についての協議】</p>

第3回	26年9月	【障害福祉計画策定に関する協議事項】 ○個別協議案件の総括 ○計画素案の協議（1回目） 【障がい者の支援体制に関する課題についての協議】
第4回	26年11月	【障害福祉計画策定に関する協議事項】 ○計画素案の協議（2回目） ○数値目標の協議（2回目） 【障がい者の支援体制に関する課題についての協議】
第5回	27年1月	【障害福祉計画策定に関する協議事項】 ○計画（案）の整理 ○数値目標の整理・確定 【障がい者の支援体制に関する課題についての協議】

【その他スケジュール】

平成26年8月 法人・事業者ヒアリング
12月 市民意見募集（パブリックコメント）
平成27年3月 障害福祉計画策定・公表

